

第 2 部

平成 1 8 (2006) 年度に
県 が 講 じ た 主 な 施 策

1 男女共同参画行政の総合的推進

(1) 県の男女共同参画行政の推進

男女共同参画社会の実現に向けて、広島県男女共同参画審議会（資料編 70～71 ページ参照）の意見を踏まえ、広島県男女共同参画推進本部（資料編 74～75 ページ参照）を中心とした各部局の緊密な連携の下に、「広島県男女共同参画推進条例」（資料編 67～69 ページ参照）及びこれに基づく「広島県男女共同参画基本計画（第2次）」（資料編 72～73 ページ参照）に掲げる施策を積極的に推進しました。

（県民生活部）

< 「広島県男女共同参画審議会」開催状況 >

開催日		審議事項
第1回	平成18（2006）年9月5日	今後の男女共同参画に関する施策等について
第2回	平成19（2007）年3月23日	

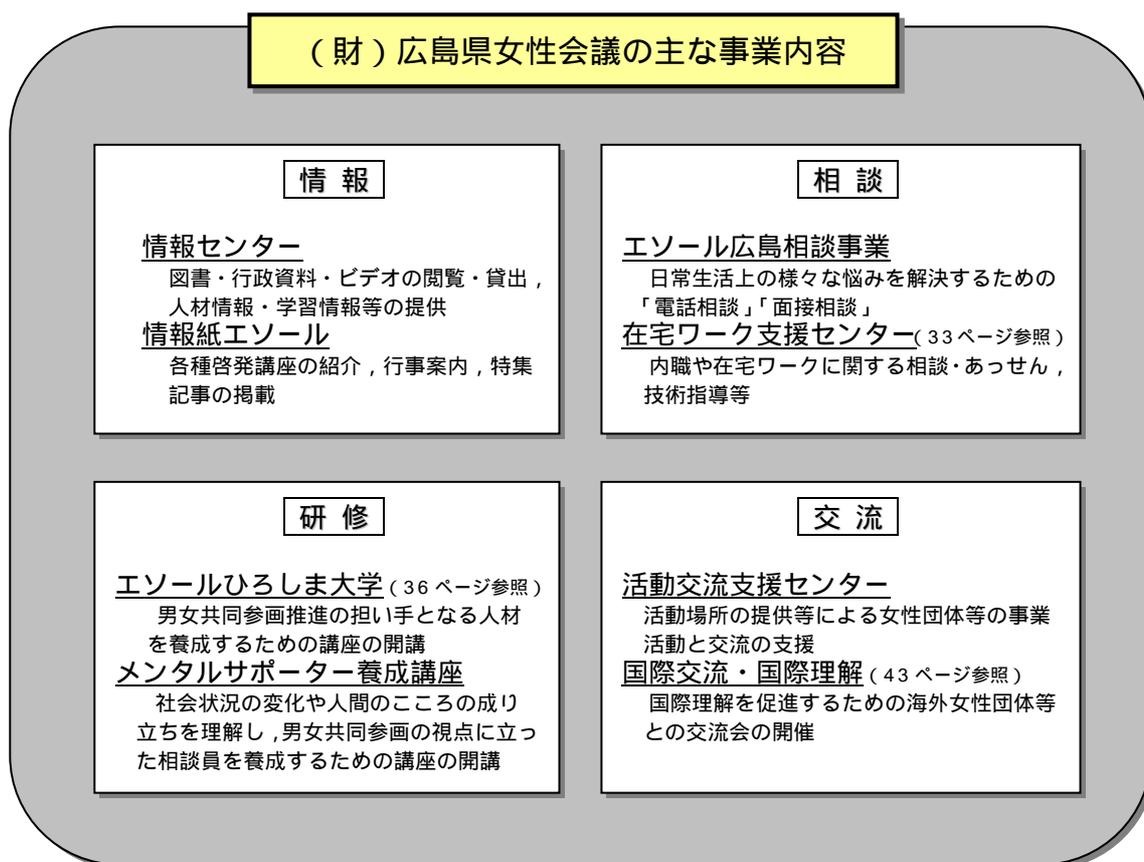
広島県男女共同参画審議会（平成19（2007）年3月23日）の会場写真



(2) 広島県女性総合センター「エソール広島」との連携

県内の男女共同参画社会づくりの中核的拠点施設である広島県女性総合センター「エソール広島」において、(財)広島県女性会議(資料編78~79ページ参照)が実施する情報・研修・相談・交流の4部門を柱とする各種事業を支援するとともに、事業連携を図りました。

(県民生活部)



(財)広島県女性会議

男女共同参画社会づくりを推進するために昭和63(1988)年8月に県と女性団体が設立した財団法人。

男女共同参画社会づくりの中核的拠点施設である広島県女性総合センター「エソール広島」において、情報・研修・相談・交流の4部門を柱とする事業及び「エソール広島」の管理運営を行っている。

(3) 市町等との連携強化・取組支援

市町村合併など地域の枠組みが再編される中，市町においても男女共同参画社会の実現に向け，条例の制定（４市：広島，呉，福山，三次）や計画の策定（１４市町：平成 18（2006）年度末現在）など，様々な取組が進められています。（詳細については，第 4 部 61 ページからを参照）

こうした中，男女共同参画社会の実現に向け，地域における自主的な取組が広域的に展開されるよう，地域団体等の主催により，地域事務所単位で住民参加型イベントなどを行う地域男女共同参画推進事業の開催を支援しました。

（県民生活部）

< 地域男女共同参画推進事業実施状況 >

【尾三地域男女共同参画推進事業】

「みんなが輝くために ～ともに高めあおう尾道～」

開催日：平成 18（2006）年 12 月 7 日（木）
開催地：尾道市
内 容：講演「家族，社会における人間関係の再生を
目指して」（弁護士 大國和江さん）
アトラクション（みあがり踊り，和太鼓演奏）
パネル展「ひろしま人権メッセージパネル展」
主 催：尾道地域男女共同参画推進事業実行委員会



【備北地域男女共同参画推進事業】

「笑って！楽しんで！みんなで男女共同参画」

開催日：平成 18（2006）年 6 月 25 日（日）
開催地：三次市
内 容：講演「違いを認める 思い合う」
（俳優 藤田弓子さん）
親子体験教室（お菓子づくり）
演奏会（広島ジュニアマリンパアンサンブル）
寸劇「一歩踏み出せば...（地域編）」
パネル展「ひとりでがんばりすぎない介護」
主 催：三次市地域男女共同参画推進事業実行委員会
三次市



また、様々な分野における各種機関・団体と協働、連携しながら、各地域の男女共同参画に関する主体的な取組と県内全域における男女共同参画社会の実現に向けた機運の醸成を図るため、地域事務所単位で設置している「地域男女共同参画推進協議会」の定例会議に合わせてワークショップを開催するなど、自主的な活動を支援しました。

(県民生活部)

< 「地域男女共同参画推進協議会」定例会議等の開催状況 >

地 域	開 催 年 月 日	ワークショップ	
		講 師	テ ー マ
広島地域	平成19(2007)年 2月26日	SUN輝	いっしょにあした創り ～人とひと・心とこころのむすび愛～
呉地域	平成18(2006)年12月19日	タイニイ エッグズ	組織の中の男女共同参画の推進 ～リーダーの役割を考える～
芸北地域	平成18(2006)年11月13日	タイニイ エッグズ	組織の中の男女共同参画の推進 ～リーダーの役割を考える～
東広島地域	平成18(2006)年11月14日	SUN輝	いっしょにあした創り ～人とひと・心とこころのむすび愛～
尾三地域	平成18(2006)年11月20日	SUN輝	いっしょにあした創り ～人とひと・心とこころのむすび愛～
福山地域	平成18(2006)年10月16日	ひろしま女性大学 福山校同窓会	男と女 時代の流れの中で ～本音で語ろう男女共同参画～
備北地域	平成18(2006)年 9月 7日	タイニイ エッグズ	組織の中の男女共同参画の推進 ～リーダーの役割を考える～

地域男女共同参画推進協議会

地域における男女共同参画を推進するため、平成15(2003)年度に地域事務所単位で設置した組織。

[構成団体] 地域活動団体、福祉関係団体、事業主団体、
労働関係団体、農林水産業関係団体、
教育関係団体、行政機関[市町・県]
(事務局) 各地域事務所

「福山地域男女共同参画推進協議会」定例会議

ワークショップ(平成18(2006)年10月16日)



2 男女共同参画施策の実施状況

環境づくり

1 働く場における男女共同参画の推進

(1) 男女の均等な機会と待遇の確保に向けた雇用環境の整備

男女が対等な構成員としてその個性と能力を十分に発揮し、いきいきと働くことができる環境の整備

労働基準法、男女雇用機会均等法に対する社会一般の理解を深めるとともに、法の定着の促進を図るため、関係機関・団体等との連携により、男女雇用機会均等月間である6月に事業主等を対象にセミナーを開催しました。

(商工労働部)

<「働く女性の活躍推進セミナー」開催状況>

開催日	開催地	参加者数(人)
平成18(2006)年6月15日	福山市	93
平成18(2006)年6月16日	広島市	148

男女雇用機会均等法

(雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律)

雇用の分野において、男女の意欲・能力に応じた均等な機会や待遇を確保するため、昭和61(1986)年に施行。

平成11(1999)年には、募集・採用、配置、昇進等における女性に対する差別の禁止などを盛り込んだ改正法が施行された。

また、平成19(2007)年4月1日から、「性別による差別禁止の範囲の拡大」などを盛り込んだ改正法が施行された。

平成19年改正の主な内容

- 性別による差別禁止の範囲の拡大
- 妊娠・出産等を理由とする不利益取扱いの禁止
- セクシュアル・ハラスメント対策の強化
- 母性健康管理措置を企業名公表制度の対象に追加するなど男女雇用機会均等の実効性の確保

男女雇用機会均等月間 【毎年6月】

厚生労働省が、昭和61(1986)年度から実施。

平成18(2006)年度のテーマ

「会社がトライ 女性もトライ
- ポジティブ・アクションで
一人一人が活躍できる職場づくりを」

平成19(2007)年度のテーマ

「男性も女性も みんなにチャンス!!
- 性別ではなく“その人”を
みてますか? -」

さらに、職場における実質的な格差の是正を図り、女性の能力発揮支援や積極的な登用など、企業におけるポジティブ・アクションを促進するため、だれもがいきいきと働くことができる職場づくりに向け、女性労働者等を対象にしたセミナーを開催しました。

(商工労働部)

<「働く女性のポジティブ・アクション推進セミナー」開催状況>

開催日	開催地	参加者数(人)
平成18(2006)年9月4日	広島市	60
平成18(2006)年9月11日	福山市	23

働く女性のポジティブ・アクション推進セミナー(平成18(2006)年9月4日)

広島会場の写真



ポジティブ・アクション(積極的改善措置)

男女間の参画の機会の格差を是正するため必要な範囲において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供すること。特に雇用の分野では、男女労働者の間に事実上生じている差がある場合、それを解消するために企業が行う自主的かつ積極的な取組のことをいう。

(2) 職業生活と家庭生活が両立できる環境の整備

男女が共に安心して子育てや介護をしながら働き続けることができる環境の整備
特に、多様な働き方や、男性も含めた「働き方の見直し」が可能となる環境の整備

次世代育成支援対策を総合的に推進していくため、「未来に輝くこども夢プラン」に掲げる施策を積極的に推進しました。

(福祉保健部)(商工労働部)

未来に輝くこども夢プラン

基本理念 『子どもが「夢」を持ち、子育てに「夢」が持てる、みんなで支える社会づくり』

子どもが健やかに生まれ、育成される環境づくりを推進する上での基本理念、基本的視点及びその実現に必要な施策を明らかにしたもので、次世代育成支援対策推進法第9条第1項に基づく県の行動計画。

【策定年月】平成17(2005)年3月

【計画期間】平成17(2005)～21(2009)年度

次世代育成支援対策推進法

地方公共団体及び一定の事業主に対して、次世代育成支援対策(少子化対策)を平成17(2005)年度から10年間で集中的・総合的に推進するための行動計画の策定を義務付けた法律。

具体的には、育児・介護休業法等の周知徹底を図るとともに、「両立支援企業応援コーナー」を設置し、一般事業主行動計画の策定・実施を促進しました。

また、仕事と家庭の両立に取り組む企業を登録し、県のホームページなどで企業の取組内容を紹介する「仕事と家庭の両立支援企業登録制度」を創設しました。

さらに、一般事業主行動計画の策定・実施に当たり活用してもらうため、仕事と家庭の両立支援に積極的に取り組んでいる企業等を紹介する事例集を作成しました。

(商工労働部)

(登録マーク)



育児・介護休業法

(育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律)

少子化対策の一環として、平成4(1992)年に施行された育児休業法に介護休業制度を導入して平成7(1995)年に制定、平成11(1999)年4月からすべての事業所を対象に施行。

平成13(2001)年には、休業の申出や取得を理由とする不利益取扱いの禁止、平成16(2004)年には育児・介護休業の対象労働者の拡大や子の看護休暇などを盛り込んだ改正が行われた。

また、次世代育成支援対策の重要な課題である仕事と家庭の両立について、企業の自主的な取組を促すため、仕事と家庭を考える月間である10月に事業主等を対象にセミナーを開催しました。

(商工労働部)

< 「少子化対策セミナー」開催状況 >

開催日	開催地	参加者数(人)
平成18(2006)年10月6日	広島市	130
平成18(2006)年10月12日	福山市	72

仕事と家庭を考える月間 【毎年10月】

厚生労働省が、平成7(1995)年度から実施。

平成18(2006)年度の目標

- 1 次世代育成支援対策推進法に基づく一般事業主行動計画の策定及びそれに基づく取組の推進
- 2 男女ともに育児休業等を取得しやすい環境の整備促進
- 3 両立指標を活用したファミリー・フレンドリー企業の普及促進
- 4 仕事と生活のバランスのとれた働き方の実現に向けた取組の推進

**仕事と家庭の両立支援を積極的に推進している企業
(ファミリー・フレンドリー企業)**

「株式会社サタケ」は、会社の重点施策のひとつに「仕事と家庭の両立の推進」を掲げ、職場環境の整備を進めるとともに、自社のHPにおいて、男性の育児参加推進事業の取組について公表している。結果として、女性の育児休業取得率は、平成16(2004)、17(2005)年度とも100%で、平成17年度には男性1人が育児休業を取得し、平成18(2006)年度ファミリー・フレンドリー企業表彰「厚生労働大臣優良賞」を受賞。

ファミリー・フレンドリー企業

仕事と育児・介護とが両立できる様々な制度を持ち、多様で柔軟な働き方を労働者が選択できるような取組を行う企業。

平成11(1999)年度から毎年10月の「仕事と家庭を考える月間」に合わせて、国により表彰が実施されている。

さらに、男女が共に、子育てをしながら安心して働き続けることができるよう、乳児保育や一時保育、休日保育など、多様なニーズに対応した保育サービスを充実させるとともに、地域子育て支援センターや放課後児童クラブの設置など、市町が実施する「子育てサービス事業」に対する支援を行ったほか、男女労働者が職業生活と家庭生活を両立させ、地域活動へも積極的に参画できるよう、勤務時間の短縮やボランティア休暇制度の導入等について事業主に対する普及啓発に努めました。

(福祉保健部)(商工労働部)

地域子育て支援センター

育児不安などについての相談を受けたり、子育てサークルなどの活動拠点となる施設。保育所などに併設される。

放課後児童クラブ

昼間、保護者が家庭にいない子どもたちが、児童館や保育所、学校の余裕教室、公民館等を活用して、遊びや生活をする場。

また、地域における子育て環境を創出し、保護者の孤立化や児童虐待を防止するため、(財)ひろしまこども夢財団が実施する事業に対して補助することにより、子育て家庭の支援や相談に応じる人材の養成、サークル間のネットワークづくりを目的とした交流会の実施など、地域社会全体で子育てを支えるための環境づくりを支援しました。

(福祉保健部)

(財)ひろしまこども夢財団

安心して子どもを生み育てることができる環境づくりを民間の立場から推進するため、平成8(1996)年2月に県が設立した財団法人。

<主な保育関係事業の実施状況>

区 分	平成18(2006)年度	
	市町数	実施か所数
乳 児 保 育 促 進 事 業	5	20
休 日 保 育 事 業	2	7
一 時 保 育 事 業	17	169
地 域 子 育 て 支 援 セ ン タ ー 事 業	22	82
放 課 後 児 童 ク ラ ブ 設 置 事 業	23	435

乳児保育促進事業は、広島市及び福山市を除く。

(3) 多様な働き方を可能にする雇用環境の整備

パートタイム労働者や派遣労働者の適正な処遇、労働条件が確保されるよう、パートタイム労働法や労働者派遣法等の周知を図るとともに、育児や介護等により自宅を離れることが困難な人の就業を支援するため、(財)広島県女性会議(資料編78~79ページ参照)への委託により在宅ワーク(内職)の相談・あっせんや技術指導を行う「在宅ワーク支援事業」を実施しました。

(商工労働部)

<「在宅ワーク支援事業」実施状況(平成18(2006)年度)>

名 称	相 談 件 数 (件)	あ っ せ ん 件 数 (件)
在宅ワーク支援センター広島	11,262	3,407
在宅ワーク支援センター福山	1,710	785
合 計	12,972	4,192

在宅ワーク支援センター広島



パートタイム労働法

(短時間労働者の雇用管理の改善等に関する法律)

適正な労働条件の確保，その他の雇用管理の改善により，短時間労働者の能力発揮と福祉を図るため，平成 5（1993）年に施行。

労働者派遣法

(労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律)

労働者派遣事業の適正な運営と派遣労働者の保護や雇用の安定を図るため，昭和 61（1986）年に施行。

平成 16（2004）年までに，対象業務の原則自由化，派遣労働者の権利保護，派遣受入期間の延長や派遣対象業務の拡大などを盛り込んだ改正が行われた。

また，母子家庭の母や仕事と家庭の両立を支援するための知識等習得訓練を民間教育訓練機関等に委託し実施しました。

(商工労働部)

さらに，平成 14（2002）年度に開設したワンストップ雇用労働情報提供システム「わーくわくネットひろしま」により，求人情報や就職支援情報などの雇用労働に関する幅広い情報を一元的に提供しました。

(商工労働部)

ワンストップ雇用労働情報提供システム ~インターネットによる迅速・的確な情報提供~

「わーくわくネットひろしま」(パソコン版，携帯電話版)

求職者向け

求人情報，U・Iターン，多様なワークスタイル 起業支援，生活支援，障害者への支援 など

学生向け

就職ガイダンス情報，就業相談窓口，インターンシップ，求人情報など

労働者向け

雇用労働情報コーナー，勤労者福祉・福利厚生，労働大学，職場における男女均等の取扱いなど

事業主向け

助成金データベース 職業能力開発，障害者雇用，高齢者雇用など

パソコン版 : 「<http://www.work2.pref.hiroshima.jp/>」

携帯電話版 : 「<http://www.work2.pref.hiroshima.jp/k/>」

(4) 農林水産業及び商工業等の自営業における男女共同参画の推進

農林水産業や商工業等の自営業において、経営方針等の立案及び決定過程への女性の参画が促進されるよう、「地域男女共同参画推進協議会」(28ページ参照)を通じて啓発を行うとともに、商工会議所等の女性部活動事業に対する支援や農山漁村地域の女性団体等の取組・活動状況の広報を行いました。

(県民生活部)(商工労働部)(農林水産部)

(5) 女性の起業・経営活動に向けた環境の整備

女性の様々な分野への進出を支援するため、起業したい女性を対象に、経営に必要なマネジメント能力や知識の習得を図るビジネスプラン作成の講座・演習及び実地研修を行う「ひろしま女性起業塾」を開催し、起業や経営活動への参画に向けた取組を支援しました。

(商工労働部)

<「ひろしま女性起業塾」開催状況>

内 容	開催時期	開催地	受講者数 (人)
研修事前説明会 女性起業家講演会	平成18(2006)年10月21日	広島市	39
ひろしま女性起業塾	平成18(2006)年11月～ 平成19(2007)年2月(5～8日間)	広島市	10

2 地域社会活動における男女共同参画の推進

(1) 政策・方針の立案及び決定過程への男女共同参画の促進

「広島県男女共同参画推進条例」(資料編 67～69 ページ参照)の基本理念の重要な柱の一つでもある政策・方針の立案及び決定過程への男女共同参画の機会の確保に向けて積極的な取組が推進されるよう、様々な機会を通じて啓発を行いました。

その結果、県の審議会等委員のうち女性委員の占める割合については、「広島県男女共同参画基本計画(第2次)」の目標値30.0%に対し、平成19(2007)年6月1日現在で25.9%となっています。

また、市町の行政委員会・審議会等委員などにおいても、政策・方針の立案及び決定過程への女性の参画が促進されるよう機会を捉えて啓発を行ったほか、政策・方針決定の場へ参画できる人材を育成するために(財)広島県女性会議(資料編 78～79 ページ参照)が実施する「ひろしま女性いきいき講座」や「ひろしま女性大学」(平成18(2006)年10月～「エソールひろしま大学」)の運営を支援しました。

(総務部)(県民生活部)(教育委員会)(警察本部)

<ひろしま女性大学(人材養成課程)修了者数等>

区 分	総数(人)		広島校(人)		福山校(人)		開講期間
	受講者数	修了者数	受講者数	修了者数	受講者数	修了者数	
第17期	40	30	29	20	11	10	平成17(2005)年10月～ 18(2006)年9月
第1～17期 累 計	1,089	834	746	557	343	277	

<エソールひろしま大学(基礎講座)修了者数等>

区 分	総数(人)		広島校(人)		福山校(人)		開講期間
	受講者数 (うち男性)	修了者数 (うち男性)	受講者数 (うち男性)	修了者数 (うち男性)	受講者数 (うち男性)	修了者数 (うち男性)	
第1期	49 (8)	41 (7)	34 (5)	27 (5)	15 (3)	14 (2)	平成18(2006)年10月～ 19(2007)年3月

(2) 地域社会活動における男女共同参画の推進

男女共同参画を推進する地域団体に対する助成を行うとともに、NPO活動に対する理解を深め参加を促進するため、NPOに関する情報発信及び法人制度の普及啓発を行いました。

また、住民自治活動の活性化のため、市町が実施する地域づくりリーダー研修や地域課題解決のためのワークショップの開催などを支援しました。

(地域振興部)(県民生活部)

地域づくりリーダー研修



NPO (Non Profit Organization)

民間非営利組織。
継続的、自発的に社会貢献活動を行う、
営利を目的としない団体の総称。

1 男女共同参画の推進に向けた広報・啓発の充実

男女共同参画に関する県民の理解が深まるよう、男女共同参画週間や人権啓発フェスティバル 広島会場・府中会場においてパネル展示等を実施したほか、ラジオ、インターネット、広報誌などや各種研修会、セミナー等の機会を通じて啓発を行いました。

また、「広島県男女共同参画基本計画（第2次）」（資料編 72～73 ページ参照）の策定を機に、「広島県男女共同参画フォーラム」を実施しました。

（県民生活部）

男女共同参画週間【毎年6月23日～29日】

平成13（2001）年度から内閣府その他の男女共同参画推進本部構成府省庁の主唱で実施。

平成18（2006）年度の標語

「参画で 職場に活気 家庭にゆとり」

平成19（2007）年度の標語

「いい明日は 仕事と暮らしの ハーモニー」

< 「広島県男女共同参画フォーラム」開催状況 >

開催日	開催場所	内 容	参加者数(人)
平成19（2007）年 1月27日	エソール広島 （広島市）	第1部 基調講演 「あなたへのメッセージ ～輝く未来へ できること～」 （弁護士・前内閣府男女共同参画会議 議員 住田裕子さん） 第2部 「かんたん すっきり 人生を面白く する！ちょこっと川柳を読み解こう」 （タイニィ エッグズ&ウィメンズ98） パネル展示 各種資料の展示	第1部 273人 第2部 約140人

広島県男女共同参画フォーラム

第1部

第2部

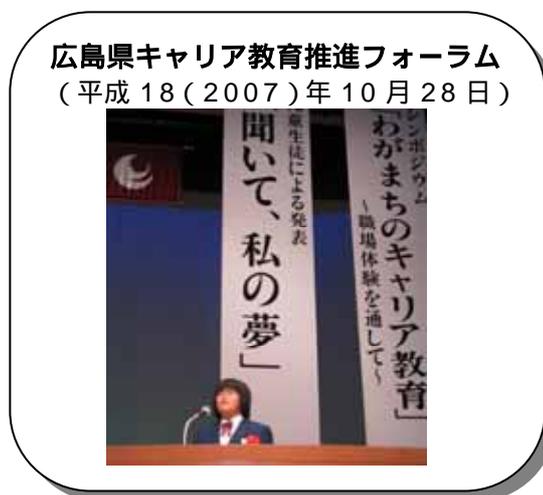


2 男女共同参画を推進する教育と学習機会の充実

(1) 男女共同参画を推進する教育の充実

児童生徒一人ひとりが将来職業を持つ社会人として自立していくために必要な意欲・態度や能力を育成するため、キャリア教育の実践モデルの開発や、キャリア教育コーディネーターセミナー、広島県キャリア教育推進フォーラムを実施しました。

(教育委員会)



(2) 生涯を通じた学習機会の提供

地域における男女共同参画に向けた機運の醸成を図るため、市町や地域団体等と連携し、地域支援事業を実施する(財)広島県女性会議(資料編78~79ページ参照)を支援しました。

開催に当たっては、地域の女性リーダーや「ひろしま女性大学」(36ページ参照、平成18(2006)年10月~「エソールひろしま大学」)の修了生が中心となり、地域のニーズに沿ったプログラムを作成するなど、修了生等に対する活動の場の提供にもつながりました。

(県民生活部)

3 家庭における男女共同参画の推進

男女が共に積極的に子育てに参画できるようにするための支援

家庭での基本的な生活習慣づくりを推進し、地域を巻き込んだ家庭の教育力の向上を図るため、「食べる!遊ぶ!読む!」応援プロジェクトとして、「食・遊・読」サポート隊への登録、「食・遊・読」アドバイザーの登録・紹介、「食・遊・読」実践交流会の開催などを実施し、地域の団体やグループ等が主体的に展開している地域活動を支援しました。

(教育委員会)

「食べる!遊ぶ!読む!」応援プロジェクト

- ・「食・遊・読」サポート隊：県内で「食・遊・読」に関する地域活動を展開している団体などの掘り起こしと活性化をねらいとする登録制度(平成18年度末登録数：158団体)
- ・「食・遊・読」アドバイザー：「食・遊・読」に関するアドバイスやメッセージ、サポート隊への専門的なアドバイスをホームページ等により発信(平成18年度末アドバイザー登録数：23名)
- ・「食・遊・読」実践交流会：「食・遊・読」に関する地域活動を展開している団体などと参加者の交流の場(平成18年度実施数：県内3会場)

また、経済団体・県・(財)ひろしまこども夢財団で構成する「こども未来づくり ひろしま
応援隊」を結成し、「子育て応援イクちゃんサービス」など、企業等による子どもと子育てに
やさしい取組を推進しました。

(福祉保健部)

「子育て応援イクちゃんサービス」の概要

対 象 乳児・幼児・小学生のいる家庭

サービス内容 企業・店舗ごとにいろいろなサービスを設定
(料金の割引やポイントアップ, 子どもにやさしい施設の提供など)

実 施 期 間 サービス期間:平成19年2月1日から平成20年3月31日まで(第1期)

サービスの提供 子ども連れで来店・来所された場合

子ども連れでない場合には、Kids 情報送信サービス()から送信される「イクちゃん
サービス」の画面を提示すれば同様のサービスが受けられます。

Kids 情報送信サービスとは、(財)ひろしまこども夢財団が実施している会
員制のサービスで、12歳以下の子どもの保護者等を対象に、携帯電話のメ
ール機能を活用して子育てに役立つ情報を送信するもの(無料)



ステッカーイメージ

参加企業等の情報提供及びPR等

- ・サービスへの参加を示すステッカーを企業や店舗等に交付
- ・専用ホームページ及び携帯サイト等で、企業や店舗等のサービス内容を紹介

パソコン <http://www.yumezaidan.or.jp/ouentai/>

携帯サイト <http://www.yumezaidan.or.jp/ouentai/k>

1 生涯を通じた健康と自立の支援

(1) 生涯を通じた健康対策の推進

男女が共に生涯にわたって健康を享受できるよう、生活習慣病の予防対策を中心とする健康づくりを推進しました。

また、女性が、妊娠・出産後も安心して働き続けることができるよう、市町が実施する出産前後のケア等を支援するなど、母性保護・母性健康管理対策の推進を支援するとともに、周産期医療体制、不妊相談等支援体制及び小児救急医療体制の充実に努めました。

(福祉保健部)

(2) だれもが安心して暮らし、自立できるための支援

高齢期における様々なニーズに応じた社会参画の機会の提供や支援の充実に努め、高齢者の生活支援、介護予防、介護のニーズに総合的に対応する体制を整備するとともに、障害者が地域で安心して自立した生活ができるよう、「ひろしま高齢者プラン(平成18～20年度)」及び「広島県障害者プラン」の推進に努めました。

さらに、障害者自立支援法第89条に基づく障害福祉サービス等の提供体制の整備に関する計画として、「広島県障害福祉計画」を策定しました。

(福祉保健部)

ひろしま高齢者プラン(平成18～20年度)

老人保健福祉計画と介護保険事業支援計画を一体化し、本県において必要とされる高齢者保健福祉サービス及び介護サービスの整備目標と提供体制等を定めたもので、市町の老人保健福祉計画及び介護保険事業計画の達成を支援する計画。

【策定年月】平成18(2006)年3月

【計画期間】平成18(2006)～20(2008)年度

広島県障害者プラン

障害者の生活全般にかかわる幅広い施策の一層の展開を図るため、障害者施策の基本的方向と推進方策及び福祉サービスの目標等を定めたもので、基本計画及び重点実施計画が一体となったプラン。

【策定年月】平成16(2004)年3月

【計画期間】平成16(2004)～25(2013)年度

広島県障害福祉計画

障害者自立支援法に基づき、国の基本指針に則して、市町の障害福祉計画の達成に資するため、広域的な見地から、障害福祉サービス等の提供体制が計画的に整備されるよう定めた計画。

【策定年月】平成19(2007)年3月

【計画期間】平成18(2006)～20(2008)年度

また、女性の消防団員の加入が促進されるよう、市町や消防機関へ普及啓発を行いました。

(県民生活部)

2 男女間におけるあらゆる暴力の根絶に向けた取組の推進

(1) 配偶者等からの暴力を防止するための取組の推進

配偶者からの暴力をはじめとする男女間のあらゆる暴力の防止に向けた取組の推進

「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」、いわゆる「DV防止法」の周知徹底を図るとともに、相談・自立支援体制を充実させるため、被害者保護のための情報提供や暴力防止に向けた啓発などを実施し、広島こども家庭センターにおいて休日・夜間の電話相談にも対応したほか、被害者の安全を確保するための一時保護委託や弁護士などの専門家による被害者の支援を実施しました。

また、DV防止法第2条の3で都道府県に義務付けられている「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本計画」を平成18年6月に策定しました。

さらに、民間支援団体が行う、普及啓発、シェルター立上げや被害者ケアを支援しました。

(福祉保健部)

DV防止法（配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律）

配偶者からの暴力に係る通報、相談、保護、自立支援の体制を整備することにより、配偶者からの暴力を防止し、被害者の保護を図るため、平成13（2001）年に施行。

被害者からの申立てにより、地方裁判所が加害者を引き離すための「保護命令制度」が創設された。命令に違反した場合は罰則が適用される。
DV（ドメスティック・バイオレンス）とは、夫やパートナーなどからの身体的、経済的、性的、精神的暴力などをいう。

配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本計画

DV防止法第2条の3第1項の規定に基づく基本計画。

基本理念 「配偶者からの暴力のない社会」
「配偶者からの暴力を受けた被害者が適切な保護や支援を受けることのできる社会」
「配偶者からの暴力を受けた被害者が自立し、安心して暮らすことのできる社会」

【策定年月】平成18（2006）年6月

【計画期間】平成18（2006）年度～平成22（2010）年度

シェルター

民間団体によって運営されている、暴力を受けた被害者が緊急一時的に避難できる施設。居住場所や食事等を提供し、様々な相談に応じるなど、被害者に対する援助を行っている。

また、行政及び民間が担うべき役割等について関係機関・団体間の意見交換を行うとともに、相互の連携を強化するため、「配偶者からの暴力」関係機関連絡会議を開催しました。

さらに、市町における「配偶者暴力相談支援連絡会」の立ち上げや被害者支援ネットワークの構築を支援しました。

(福祉保健部)

「配偶者からの暴力」関係機関連絡会議

行政機関や民間団体等の関係機関が連携して、配偶者からの暴力被害者に対する支援を行うことを目的として平成13(2001)年10月に設置。

平成14(2002)年10月には、関係機関との連携をより緊密にし、きめ細やかな相談・支援を行うため、県内を3地域(西部・東部・北部)に分け、各地域ごとにブロック別連絡会議を設置

配偶者暴力相談支援連絡会

DV被害者の相談・保護・自立支援については、相談から自立まで関係機関の認識の統一が求められているため、市町内部等の連携組織として立ち上げ支援を行い、DV被害者支援体制を整備する。

平成18年度末までに、県内で3市2町が設置

(2) セクシュアル・ハラスメント等男女間におけるあらゆる暴力を防止するための取組の推進
職場におけるセクシュアル・ハラスメント防止対策を推進するとともに、学校、地域社会等のあらゆる分野におけるセクシュアル・ハラスメントの防止に向けた啓発を行いました。

(総務部)(県民生活部)(商工労働部)(教育委員会)

セクシュアル・ハラスメント

性的嫌がらせ。他の者に対して、その意に反した言動を行うことにより、当該者の生活環境を害して不快な思いをさせること、性的な言動を受けた者の対応により当該者に不利益を与えること。

男女雇用機会均等法(29ページ参照)においては、「相手の意に反した性的な言動を行い、それに対する対応によって、仕事をする上で一定の不利益を与えたり、それを繰り返すことによって就業環境を著しく悪化させること」をいう。

また、ストーカー規制法やDV防止法(41ページ参照)等、男女間のあらゆる暴力の防止等に関する法律や制度の普及啓発を行うとともに、婦人相談員の増員など、相談体制の充実を図りました。

さらに、被害者が相談しやすい環境の整備や捜査過程における二次的被害の防止に努めました。

(福祉保健部)(警察本部)

ストーカー規制法(ストーカー行為等の規制等に関する法律)

年々増え続けるストーカー行為を処罰し、規制するため、平成12(2000)年に施行。

「つきまとい行為等」についての警察本部長等による警告や公安委員会が発する禁止命令による規制及び「ストーカー行為」や「禁止命令違反」に対する罰則を規定。

また、被害防止のため自ら対処しようとしている被害者の申出に応じて、警察本部長等が自衛措置の教示等の援助を行うことも規定している。

3 男女共同参画の視点に立った国際活動の推進

男女共同参画の視点に立った国際交流・国際協力を推進するため、国際協力機構（JICA）の研修生を受け入れ、（財）広島県女性会議（資料編 78～79 ページ参照）においても研修を実施しました。

また、国際連合を始めとする国際機関の動向や国際的な取組指針など、男女共同参画に関する国からの情報を、県内市町、関係団体等へ幅広く提供しました。

（県民生活部）

国際交流・国際理解事業

〔平成18（2006）年度 JICA 国別研修・フィリピン
「女性起業家育成支援」コース〕

開催日 平成18（2006）年11月28日（火）
開催地 エソール広島（広島市）
参加者 フィリピン共和国「女性起業家」育成支援担当者10名
内 容 「広島県女性会議の役割」
講師：吉村幸子（（財）広島県女性会議副理事長）
「ひろしま女性大学で学んで」
講師：小林富子（第8期修了生、農村女性起業サポーター）
施設見学など



3 広島県男女共同参画基本計画（第2次）行動目標フォローアップ一覧

環境づくり

指 標 名	計画策定時の数値 ^{注1} （年度）		現況値 ^{注1} （年度）		目標値（年度）	
1 働く場における男女共同参画の推進						
(2) 職業生活と家庭生活が両立できる環境の整備						
一般事業主行動計画を策定し、次世代育成支援に取り組む企業の割合（大企業） ^{注2}	95.9%	H 1 7 (2005)	99.4%	H 1 8 (2006)	100%	H 2 1 (2009)
一般事業主行動計画を策定し、次世代育成支援に取り組む企業の割合（中小企業） ^{注2}	3.3%	H 1 7 (2005)	6.5%	H 1 8 (2006)	25%	H 2 1 (2009)
育児休業制度を就業規則に規定している企業の割合	86.5%	H 1 7 (2005)	87.2%	H 1 8 (2006)	100%	H 2 1 (2009)
ファミリー・フレンドリー企業表彰	9企業	H 1 7 (2005)	12企業	H 1 8 (2006)	18企業	H 2 1 (2009)
ファミリー・サポート・センター実施か所数	10か所	H 1 7 (2005)	11か所	H 1 8 (2006)	20か所	H 2 1 (2009)
低年齢児保育受入児童数	18,435人	H 1 7 (2005)	19,400人	H 1 8 (2006)	20,621人	H 2 1 (2009)
延長保育実施か所数 ^{注3}	339か所	H 1 7 (2005)	347か所	H 1 8 (2006)	400か所	H 2 1 (2009)
放課後児童クラブ実施か所数 ^{注3}	428か所	H 1 7 (2005)	435か所	H 1 8 (2006)	450か所	H 2 1 (2009)
(4) 農林水産業及び商工業等の自営業における男女共同参画の推進						
女性の農業委員数	30人	H 1 7 (2005)	28人	H 1 8 (2006)	46人	H 2 2 (2010)
家族経営協定の締結数	101件	H 1 6 (2004)	98件	H 1 8 (2006)	328件	H 2 2 (2010)
(5) 女性の起業・経営活動に向けた環境の整備						
農山漁村における農林水産物加工等に係る女性の個人経営	44人	H 1 6 (2004)	33人	H 1 8 (2006)	100人	H 2 2 (2010)
農山漁村における農林水産物加工等に係る女性のグループ経営	160グループ [*]	H 1 6 (2004)	147グループ [*]	H 1 8 (2006)	300グループ [*]	H 2 2 (2010)
2 地域社会活動における男女共同参画の推進						
(1) 政策・方針の立案及び決定過程への男女共同参画の促進						
県の審議会等委員のうち女性委員の占める割合（全審議会）	24.0%	H 1 7 (2005)	24.6%	H 1 8 (2006)	30%	H 2 2 (2010)
県の審議会等委員のうち女性委員の占める割合（法令等により構成員の職務分野が指定されている5審議会 [*] を除く。）	29.5%	H 1 7 (2005)	30.4%	H 1 8 (2006)	35%	H 2 2 (2010)
ひろしま女性大学修了生累計	803人	H 1 7 (2005)	834人	H 1 8 (2006)	1,000人	H 2 2 (2010)
(2) 地域社会活動における男女共同参画の推進						
NPO法人数（人口10万人当たり）	11.3法人	H 1 6 (2004)	16.3法人	H 1 8 (2006)	17法人	H 2 0 (2008)
3 男女共同参画の推進に向けた体制の整備						
(3) 市町等との連携強化・取組支援						
男女共同参画計画を策定した市町の割合	47.8%	H 1 7 (2005)	60.9%	H 1 8 (2006)	100.0%	H 2 2 (2010)

人づくり

指 標 名	計画策定時の数値 ^{注1} (年度)		現況値 ^{注1} (年度)		目標値 (年度)	
2 男女共同参画を推進する教育と学習機会の充実						
(1) 男女共同参画を推進する教育の充実						
長期職場体験実施校の割合 (公立中学校)	14.7%	H 1 7 (2005)	54.8%	H 1 8 (2006)	60%	H 2 0 (2008)
最終学年生徒におけるインターンシップ体験生徒の割合 (県立高校)	23.7%	H 1 6 (2004)	29.5%	H 1 8 (2006)	40%	H 2 0 (2008)
(2) 生涯を通じた学習機会の提供						
ひろしまナビネットへのアクセス件数	68,833件	H 1 6 (2004)	76,570件	H 1 8 (2006)	90,000件	H 2 0 (2008)
3 家庭における男女共同参画の推進						
(2) 家庭教育・子育て支援の充実						
地域子育て支援センター実施か所数 ^{注3}	77か所	H 1 7 (2005)	82か所	H 1 8 (2006)	116か所	H 2 1 (2009)

安心づくり

指 標 名	計画策定時の数値 ^{注1} (年度)		現況値 ^{注1} (年度)		目標値 (年度)	
1 生涯を通じた健康と自立の支援						
(1) 生涯を通じた健康対策の推進						
小児救急医療体制が確保されている二次保健医療圏域数	6圏域	H 1 7 (2005)	6圏域	H 1 8 (2006)	7圏域	H 2 0 (2008)
周産期死亡率 (人口千人当たり) ^{注5}	4.4人 (全国9位)	H 1 6 (2004)	3.6人 (全国1位)	H 1 8 (2006)	全国1位	H 2 0 (2008)
(2) だれもが安心して暮らし、自立できるための支援						
小規模多機能型居宅介護 (介護予防を含む) 提供量	0人	H 1 7 (2005)	109人	H 1 8 (2006)	2,408人	H 2 0 (2008)
認知症対応型共同生活介護 (グループホーム) (介護予防を含む) 定員数	2,048人	H 1 6 (2004)	3,609人	H 1 8 (2006)	3,976人	H 2 0 (2008)
グループホーム・ケアホームサービス量 (1か月分) ^{注6}	600人分	H 1 8 (2006)	600人分	H 1 8 (2006)	938人分	H 2 0 (2008)
消防団員のうち女性の占める割合	1.1%	H 1 7 (2005)	1.2%	H 1 8 (2006)	7.8%	H 2 2 (2010)

(注1) 計画策定時の数値は、H 1 6 (2004) 年度又はH 1 7 (2005) 年度の数値であり、現況値は、平成 1 8 (2006) 年度末までに更新された数値である。

(注2) ここに掲げる「大企業」とは従業員301人以上の企業、「中小企業」とは従業員100人以上300人以下の企業をいう。

(注3) 「未来に輝くこども夢プラン」の目標値が平成 1 8 (2006) 年度に見直されたことから、見直し後の目標値を記載している。

(注4) 5 審議会とは、広島県交通安全対策会議、広島県防災会議、広島県石油コンビナート等防災本部、広島県地方港湾審議会及び広島県国民保護協議会をいう。

(注5) 妊娠 2 2 週から生後 1 週間未満の期間における人口千人当たりの死亡率で、数値の低い方からの順位。

(注6) 平成 1 9 (2007) 年 3 月に「広島県障害福祉計画」を策定したことから、指標名、計画策定時の数値 (年度) 及び目標値 (年度) を変更している。